

# 一般社団法人 日本プライマリ・ケア連合学会 専門医部会に関する規則

2015年3月29日制定

2020年7月19日改定

## (名称)

**第1条** 本部会は日本プライマリ・ケア連合学会専門医部会と称する。

**2** 本部会の英語表記は、Japanese Association of Certified Family Physicians とする。

## (目的)

**第2条** 本部会は次のことを目的とする。

- (1) 専門医が総合診療領域の質の高い診療・活動を展開することの支援
- (2) 専門医が総合診療領域の質の高い教育を地域や医療機関で提供することの支援
- (3) 専門医が総合診療領域の質の高い学術活動(臨床研究や出版等)を実施し、国内外に発信することの支援
- (4) 日本・アジア・世界のプライマリ・ケアのリーダーとして活躍する専門医の養成と支援

## (事業)

**第3条** 本部会は前条の目的を達成するため次の事業を行う

- (1) 生涯学習支援
- (2) 研究および研究支援、出版支援
- (3) 教育集会(セミナー、ワークショップ)等の開催
- (4) 専門的能力の育成支援
- (5) 海外関連団体との交流支援
- (6) 学術集会の開催
- (7) その他本部会の目的を達成するために必要な事業

## (部会員)

**第4条** 本部会は一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会(以下、本学会)認定家庭医療専門医で構成し、専門医は自動的に部会員となる。

## (役員)

**第5条** 本部会の役員として代表1名、副代表2名以下および幹事若干名を置く。

## (代表・副代表の選任)

**第6条** 代表、副代表は本部会員から正副理事長が推薦し、理事会の承認を経て理事長が任命する。

2 代表及び副代表の任期は2年とし、合わせて2期までを限度とする。

#### (代表・副代表の職務)

**第7条** 代表は本部会を代表し会務を統括するとともに、理事会に会務を報告する。副代表は代表を補佐し、代表に事故があるときはその職務を代行する。

#### (幹事の選任と職務)

**第8条** 幹事は理事会の承認の下、代表が部会員の中から任命する。その任期は2年とし、2期までを限度とする。

2 幹事は役員会を構成し、役員会において会務に関する事項を決定する。

3 幹事は各部門を代表し、部門の業務を統括する。

#### (役員会の構成と議長)

**第9条** 役員会は代表、副代表及び幹事で構成する。議長は代表が務める。

#### (役員会の開催)

**第10条** 役員会は代表が必要と認めた時、または構成員の2分の1以上の要求があった時に開催する。

#### (役員会の定数)

**第11条** 役員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ議決することができない。

#### (役員会の議決)

**第12条** 役員会の議決は多数決による。可否同数の時は議長の決するところによる。

#### (役員会の議事録)

**第13条** 役員会の議事については議事録を作成し、理事会に報告しなければならない。

#### (部門と委員)

**第14条** 本部会には次の部門を設置する。

- (1) 総務
- (2) 生涯学習
- (3) 学術
- (4) 教育
- (5) キャリア支援

(6) 国際

(7) 若手医師支援

- 2 部門は、その業務を遂行するために、それぞれ委員若干名を置く。
- 3 委員は部会員の中から、役員会の承認を経て代表が任命する。
- 4 部門の特定の業務を実行するために、代表は必要に応じて若干名の協力委員を置くことができる。

(費用の支出)

第 15 条 本部会の運営及び事業に必要な費用の支出は、本学会の事業計画及び予算による。

(内規)

第 16 条 代表は、役員会の議決を経て内規を定めることができる。

(理事会の承認)

第 17 条 代表の会務報告及び役員会の議事録は、理事会の承認を得なければならない。

(規則の改廃)

第 18 条 この規則は、幹事会において出席者の 2 分の 1 以上の議決を経た後、理事会の承認によって改定または廃止できる。

(附則)

この規則は 2015 年 3 月 29 日から施行する。

- 2 2014 年度及び 2015 年度の幹事は、本学会専門医部会設立準備委員会委員がこれにあたる。
- 3 この規則は 2020 年 7 月 19 日から改定して施行する。